

く第4234号
令和8年2月2日

千葉県交通安全対策推進委員会 委員様

千葉県環境生活部くらし安全推進課長
(公印省略)

「自転車交通ルール教育動画【自転車を安全・安心に利用するために】」
及び「自転車の交通ルールガイドブック」等の周知・活用について（依頼）

このことについて、令和8年1月28日付け交総発第16号及び令和8年1月29日付け交総発第21号により、千葉県警察本部交通部交通総務課長から別添写しのとおり依頼がありました。

県警察本部によると、令和8年4月1日に道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が施行され、16歳以上の者による自転車の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されるにあたり、自転車の基本的な交通ルールをまとめた動画を制作し、「YouTube 千葉県警察公式チャンネル」にて公開するとともに、自転車交通ルールを取りまとめた「自転車の交通ルールガイドブック」を作成し、千葉県警察ホームページ上に掲載したとのことです。

また、警察庁が設置する「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」から、自転車の交通安全教育について官民が連携を強化し、ライフステージに応じた自転車安全教育を充実させることを目的とした「自転車の交通安全教育ガイドライン」が令和7年12月11日に公表されたところです。

自転車の交通安全教育は、警察だけではなく、事業者、保護者・家族、学校、自治体といった関係者が専門性を生かして教育を行い、相互に連携して交通安全教育を行うことが重要です。

つきましては、自転車の安全利用促進に向けた取組がより効果的なものとなるよう、貴団体においても、これら資料の周知とこれを活用した取組の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

参考

- ・[自転車の交通ルール | 千葉県警察](#)
- ・[自転車を安心・安全に利用するために【千葉県警察公式チャンネル】](#)
- ・[「自転車の交通安全教育ガイドライン」の策定について | 警察庁Webサイト](#)

連絡先

千葉県環境生活部くらし安全推進課

交通安全対策室 高戸、北澤

TEL 043-223-2258

E-mail ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp



交 総 発 第 1 6 号
令 和 8 年 1 月 2 8 日

千葉県環境生活部
くらし安全推進課長様

千葉県警察本部
交通部交通総務課長
(公印省略)

「自転車交通ルール教育動画【自転車を安全・安心に利用するため】」
及び「自転車の交通ルールガイドブック」の活用について（依頼）

貴職におかれましては、平素より、交通安全活動への御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年4月1日に道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が施行され、16歳以上の者による自転車の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されるにあたり、県警では自転車利用者への交通安全教育を推進しているところであります。

このたび、自転車の基本的な交通ルールをまとめた動画を制作し、「YouTube千葉県警察公式チャンネル」にて公開するとともに、自転車交通ルールを取りまとめた「自転車の交通ルールガイドブック」を作成し、千葉県警察ホームページ上に掲載しました。

県警では、今後の交通安全教育において、動画等を活用した自転車交通ルールの広報啓発活動を実施して参りますが、貴課におかれましても、標記動画及びガイドブックを県内市町村へ積極的に活用するよう広報していただくとともに、交通安全キャンペーン等においても活用していただきますようお願い申し上げます。

○ YouTube 千葉県警察公式チャンネル：

「自転車交通ルール教育動画【自転車を安全・安心に利用するため】」

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=EUMdIMBjOiI>



○千葉県警察ホームページ：

「自転車の交通ルール（自転車の交通ルールガイドブック）」

URL : https://www.police.pref.chiba.jp/kotsusomuka/traffic-safety_defend-05.html



【本件担当】

千葉県警察本部交通部交通総務課自転車等対策係
関 043-201-0110 (内線5055)



交 総 発 第 2 1 号
令和 8 年 1 月 2 9 日

千葉県環境生活部
くらし安全推進課長 様

千葉県警察本部
交通部交通総務課長
(公印省略)

「自転車の交通安全教育ガイドライン」の周知について（依頼）
日頃から交通安全対策について御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、警察庁において「自転車の交通安全教育ガイドライン」が策定されました。
これは、自転車の交通安全教育について官民が連携を強化し、ライフステージに応じた自転車安全教育を充実させることを目的としています。
つきましては、本趣旨を御理解の上、市町村や学校、その他関係機関・団体等に対する同ガイドラインの周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

本件に関する連絡先
千葉県警察本部交通部交通総務課安全教育係
TEL 043-201-0110